

事務所通信

(第133号)

税理士法人光成会計事務所
I O S 株 式 会 社

歯科医院経営成功のために ～ 消費税のやさしい基礎知識 ① ～

◆ 消費税の基本

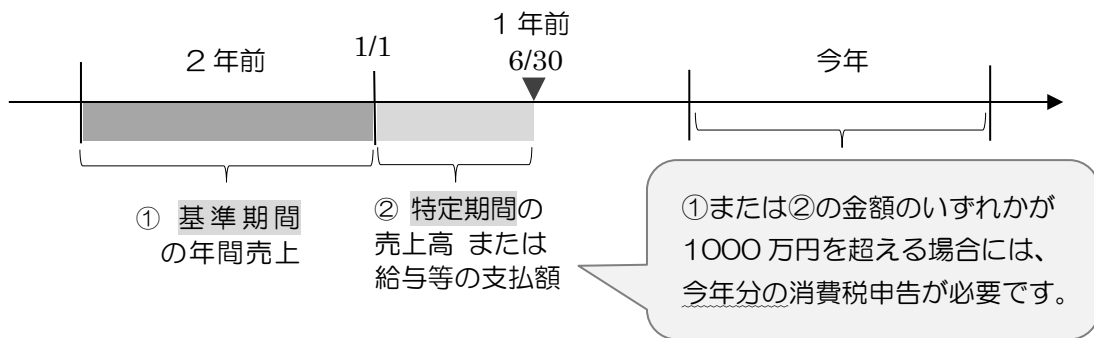
消費税は原則 2 年前の課税売上高が 1,000 万円を超えなければ納税しなくてもいいことになっています。具体的には、下記の期間における売上高がいずれも 1,000 万円以下であれば、消費税の納税が免除されます。

- ① 2 年前(基準期間)の年間売上高 (医療法人の場合は 2 期前)
- ② 特定期間の売上高 (売上高に代えて、給与等支払額の合計額での判定も可能)

※ 特定期間とは……?

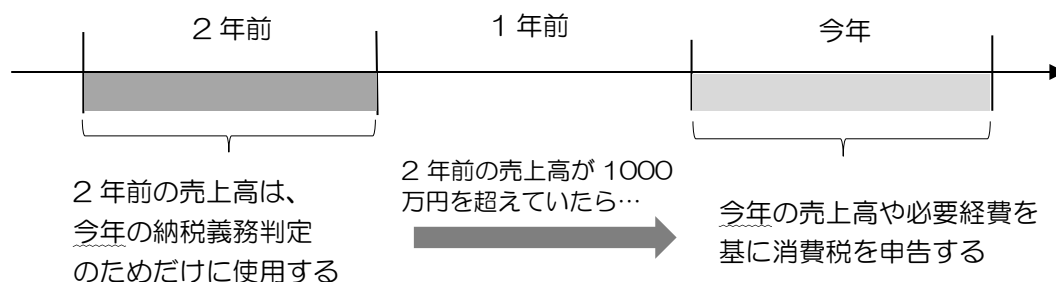
個人医院の場合は、その年の前年の 1/1～6/30 までの期間

医療法人の場合は、その事業年度の前事業年度開始の日以後 6 か月間の期間



◆ 消費税申告についてよくある誤解

申告する消費税を「2 年前の売上高や経費を基にして計算する」という誤解を多々見受けます。2 年前の売上高は、あくまで今年の確定申告で消費税の申告が必要かどうかの納税義務判定のためだけに使用します。実際の消費税の申告は今年の売上高や経費を基に行います。



◆ 消費税の申告計算

課税事業者は、預かった消費税から支払った消費税を差し引いた差額を納税します。(原則課税)

- ① 売上で預かった消費税
- ② 仕入や経費で支払った消費税
- ③ ① - ② = 納める消費税

預かった消費税よりも支払った消費税が多かった場合、
①<②) 消費税を払いすぎているので、申告により国から
還付してもらうことができます。大きな出費を予定している
場合は、弊事務所にお問い合わせください。

◆ 消費税課税事業者の判定～歯科医院の場合

原則 2 年前(基準期間)の課税売上高が 1,000 万円を超えると、課税事業者となるのですが、
保険診療報酬は非課税 なので、それ以外の下記の収入が課税売上高となります。

課税売上高 ～ 消費税がかかる収入

- ◎ 自由診療収入 (労災保険診療・自賠責保険診療は除く)
- ◎ 雑収入 (歯ブラシなどの物販収入)
- ◎ 事業用固定資産の売却収入 (車両の下取り金額など)
- ◎ 不動産の貸付収入 (土地・住宅の貸付けは非課税。貸店舗・貸駐車場などは課税)

上記以外 ～ 消費税がかからない収入

- ◎ 保険診療収入 (窓口収入を含む)
- ◎ 労災保険診療報酬・自賠責保険診療報酬
- ◎ 給与所得となるもの (地方公共団体からの委嘱料・学校医手当など)
- ◎ 雑所得となるもの (年金収入など)

2 年前の課税売上高の合計が 1,000 万円以下であれば、今年は消費税を納める義務は免除されます。このように、消費税を納めなくてもよい事業者を“**免税事業者**”といいます。

たとえば、今年の自由診療等の売上金額が 1,000 万円で、患者さんからは消費税込で 1,080 万円 (消費税額 80 万円) をいただいたとします。しかし、2 年前の課税売上高が 1,000 万円以下であれば、今年の課税売上高が 1,000 万円を超えていても、この 80 万円を税務署に納める必要はありません。

◆ 歯科医院の経費に関する消費税

歯科医院の主な経費も消費税がかかる経費と、かからない経費があります。

消費税がかかる経費は、売上で預かった消費税額から差し引くことができます。

消費税がかかる経費

- ◎ 材料代
 - ◎ 歯科技工料
 - ◎ テナント家賃
 - ◎ リース料
- ※ その他経費の支払は基本的に消費税がかかります。

消費税がかからない経費

- ◎ 人件費 (給与・パート代・アルバイト代)
- ◎ 減価償却費
- ◎ 保険料及び税金 (固定資産税など)

